



市 章

大津市公報

令 和 5 年 3 月 15 日
第 9 4 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 規 則
 - 7 大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則…………… 1
- 告 示
 - 40 道路の区域の変更について…………… 1
 - 41 道路の供用の開始について…………… 2
 - 58 地縁による団体に係る告示事項の変更について…………… 2
 - 59 住民票の消除について…………… 2
 - 60 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定について…………… 2
 - 61 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… 3
 - 62 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について…………… 3
- 公 告
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 3
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 4
 - 農用地利用集積計画公告…………… 4
 - 道路位置指定公告…………… 5
- 農 業 委 員 会 告 示
 - 5 平成21年農業委員会告示第25号（農地法第3条第2項第5号の規定による面積）の廃止…………… 5
 - 6 大津市農業委員会規程の一部改正…………… 5

規 則

大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。
令和5年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第7号

大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則
大津市コミュニティセンター条例（令和元年条例第45号）附則第1条第1項第8号及び第14号に掲げる規定の施行期日は、令和5年4月1日とする。

告 示

大津市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和5年3月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
令和5年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道東4314号線	大津市大將軍一丁目字四田原594番2地先から 大津市大將軍二丁目字湯ノ口243番地先まで	変更前	最小1.9～最大4.5	179.0
		変更後	最小4.5～最大11.1	
市道東4711号線	大津市月輪五丁目字上龍王13番1地先から 大津市月輪四丁目字小松原734番230地先まで	変更前	最小12.0～最大24.4	227.0
		変更後	最小12.2～最大30.0	

しかく	丁目18番17号	アス	目23番23号	サービス	3月1日	
-----	----------	----	---------	------	------	--

大津市告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和5年3月15日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケア21瀬田	大津市大萱一丁目17番14号松政ビル2-A	株式会社ケア21	大阪市北区堂島2丁目2番2号	居宅介護及び重度訪問介護	令和5年3月1日	2510102433
真野しょうぶ苑ショートステイ	大津市真野四丁目2番1号	社会福祉法人志賀福祉会	大津市南小松90番地	短期入所	令和5年3月1日	2510102441
ショートステイひまわり	大津市八屋戸696番地	オールスマイル株式会社	大津市大萱四丁目3番7号	短期入所	令和5年3月1日	2510102458
グループホームひまわり	大津市八屋戸696番地	オールスマイル株式会社	大津市大萱四丁目3番7号	共同生活援助	令和5年3月1日	2520100435

大津市告示第62号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年告示第106号及び第205号で指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和5年3月15日

大津市長 佐藤 健 司

1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域

(1) 所在 大津市晴嵐二丁目字平田25番の一部、同番27の一部、同番29の一部、同番30の一部及び同番31の一部、同町字南1番1の一部、同番3の一部及び1093番1の一部、同町字堂ノ前241番2の一部、同番5の一部、243番2の一部、244番の一部、252番1の一部及び同番2の一部並びに同町25番5の一部

(2) 範囲 次の図のとおり

2 解除する特定有害物質の名称 クロロエチレン**3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の追完による基準適合の確認**

「次の図」は省略し、その図面を大津市役所環境部環境政策課に備え置いて縦覧に供する。

公 告**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月24日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市桐生一丁目26番7号 社会福祉法人桐生会 理事長 伊藤 邦治	開発区域 大津市玉野浦字川崎2122番5、同番19、同番20及び同番22	開発区域 2,430.25㎡ 開発行為に関する 工事の区域	令和5年 2月21日	第1648号

	開発行為に関する工事の区域 大津市玉野浦字川崎2122番 3の一部及び2154番1の一 部並びに上記地先大津市普 通河川等	309.22㎡		
--	---	---------	--	--

(令和5年2月24日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月28日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市際川三丁目32番7号 株式会社真栄ハウジング 代表取締役 村山 栄基	開発区域 大津市坂本三丁目字藤ノ木 951番1 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本三丁目字藤ノ木 951番2の一部、952番16の 一部及び同番17の一部	開発区域 1,647.60㎡ 開発行為に関する 工事の区域 91.93㎡	令和5年 2月24日	第1649号
大津市別保二丁目8番35号 株式会社高栄ホーム 代表取締役 北井 博	開発区域 大津市坂本三丁目字明良 1213番6、1217番、1218 番、1220番1及び1221番7 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本三丁目字明良 1200番3の一部及び同番23 の一部	開発区域 1,249.77㎡ 開発行為に関する 工事の区域 24.55㎡	令和5年 2月27日	第1650号
東京都千代田区九段南三丁目3 番6号 大林新星和不動産株式会社 代表取締役 蛭間 基夫 大阪市北区中之島2丁目2番7 号 J R 西日本不動産開発株式会 社 代表取締役 藤原 嘉人	大津市大萱一丁目3552番3	3,703.23㎡	令和5年 2月27日	第1651号

(令和5年2月28日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和5年3月1日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和5年3月1日

大津市長 佐藤 健 司

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市月輪三丁目字石原380番1	大津市別保二丁目8番35号 株式会社高栄ホーム 代表取締役 北井 博	30.52	5.00	1

(令和5年3月1日揭示済)

農 業 委 員 会 告 示

大津市農業委員会告示第5号

平成21年農業委員会告示第25号（農地法第3条第2項第5号の規定による面積）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月15日

大津市農業委員会
会長 横山 成 治

大津市農業委員会告示第6号

大津市農業委員会規程（昭和42年農業委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月15日

大津市農業委員会
会長 横山 成 治

第3条の2第1項第4号中「第4条第1項第8号、第5条第1項第7号」を「第4条第1項第7号、第5条第1項第6号」に改め、同項第8号中「大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同項第9号中「大津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

正 誤

平成6年9月30日付け号外第26号11ページ中「審査基準」を「処分基準」に改める。

令和4年4月1日付け号外第21号50ページ中

「

健康保険部	部長	長寿政策課長	を
		保健所衛生課長	
健康保険部	部長	長寿政策課長	
		保健所衛生課長	

」

「

健康保険部	部長	長寿政策課長	に
		保健所衛生課長	

」

」

改める。

令和4年7月15日付け第78号1ページ中「公布の日」を「令和5年4月1日」に改める。